

令和6年度 第1回 高知支部評議会

健康保険証とマイナンバーカードの 一体化（マイナ保険証）について



令和6年7月9日

マイナ保険証での受診が始まっています ①

令和6年12月2日に健康保険証は**廃止**され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！

(従来の)健康保険証 / **令和6年12月2日**に廃止（経過措置として、令和7年12月1日までは使用できます。）

令和7年12月2日に使用停止（保険証としての**使用ができなくなります。**）

令和7年12月1日までに、次のいずれかに変更が必要です

1. マイナ保険証（マイナンバーカード）【P3～5】

- マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。
- 登録がお済みであれば、現時点でもご利用いただけます。（※）オンライン資格確認を実施している医療機関等に限る。
- 入院など、医療費が高額になる際に必要な限度額適用認定証の発行手続きが**不要**となります。（※）住民税が非課税の方を除く。
- 70歳以上の方の高齢受給者証の提示が**不要**となります。

2. 資格確認書【P12～13】

- マイナ保険証を使わずに保険診療を受けたいときに、発行が**必要**です。
- 有効期限があります。なお、発行・使用開始は**令和6年12月2日**です。
- 限度額適用認定証の発行手続きや、高齢受給者証の提示が別途**必要**となります。
- マイナ保険証に付与されているメリットはありません。

マイナ保険証での受診が始まっています ②

マイナ保険証で受診するメリットは大きく **2点** です。

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。

※ 本人の同意なく情報が共有されることはありません。

- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。

※ 本人の同意なく情報が共有されることはありません。

- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。

- 「高齢受給者証」の持参も必要なくなります。

- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。

※ 新しい保険者による登録手続きは必要です。



令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。



【これからマイナ保険証の利用登録を行なうとき】 マイナ保険証利用のためのステップ

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、事前にお手続きが必要です。

1 マイナンバーカードの取得

◆ 3つの方法があります。

- A オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- B 郵便による申請（手書きの申請書から）
- C まちなかの証明写真機からの申請



カードをすでにお持ちの方は、
②にお進みください。

2 マイナ保険証の利用登録

◆ 3つの方法があります。

- A 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- B セブン銀行ATMから行う
- C マイナポータル（スマートフォン）から行う

マイナポータルとは・・・

政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、
所得・税等の情報を確認することができます。

3 登録完了後、マイナポータルでご自身の情報の確認をお願いします



① マイナポータルにログイン
します。



② ログイン後、画面を下に
スクロールし、「健康保険証」
を押します。



③ 健康保険証のページが
表示されます。「資格情報」から、
登録されている健康保険証情報
をご確認いただけます。

【ご注意】

- ・ 就職や転職の際には、その都度、勤務先事業所様から「資格取得届」によるマイナンバーの提出が必要となります。【P6】
※ マイナポイントを申し込んでも、マイナンバーを会社に提出していない場合、マイナ保険証は利用できません。
- ・ ご不明点や情報が正しく登録されていない場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）【P16】またはご加入の協会けんぽ支部にお問い合わせください。

▶ 詳細については、ホームページをご確認ください。
「協会けんぽ特設ページ」【P17】

【マイナ保険証で保険診療を受けるとき】 医療機関等を受診する際の流れ

マイナポータルでご自身の情報が確認できたなら（前ページの③）、実際に使ってみましょう！

1

マイナンバーカードをお持ちですか？

受付付近

受付

カードリーダーは受付付近にあります

2

× カバーあり ○ カバーなし

カバーがついている場合は外してください

カードリーダーにマイナンバーカードを置きます

3

顔認証

または

暗証番号(4ケタ)

本人確認を行います

4

同意する

または

同意しない

同意事項の確認・選択を行います

「【過去のお薬情報】【過去の健診情報（40歳以上）】を
医師・薬剤師に提供することに同意するか？」の確認になります

【令和6年12月2日以降の取り扱い】 「資格取得届」等のお手続きの流れ

従業員様の入社するときなどに提出が必要となる「資格取得届」や、扶養となるご家族が追加されるときに提出する「被扶養者異動届」のお手続き方法は、これまでと変更ありません。ただし、保険証は発行されず、今後は代わりに「資格情報のお知らせ」が交付されます。

1 事業所様 → 日本年金機構

「資格取得届」「被扶養者異動届」提出 ※ 従来と変更ありません

※ **5日以内**にご提出ください。

※ 届出の際、**マイナンバーを正確に**ご記載ください。

(誤った番号を記載すると、医療機関等の受診の際に支障が出ます。)

2 協会けんぽ → 事業所様

「資格情報のお知らせ」送付 ※ 保険証は発行されません

3 事業所様 → 被保険者様

「資格情報のお知らせ」配布 ※ 退職等の際の返納は必要ありません

「資格情報のお知らせ」とは？

マイナンバーカードには、従来の保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されていません。このため、保険証廃止後の給付金申請にご活用いただくことなどを目的に、すべての加入者（被保険者・被扶養者）様に対して、個人単位で発行します。

「資格情報のお知らせ」はどのようなときに必要ですか？

傷病手当金などの給付金の申請の際には、引き続き従来の保険証に記載されている記号・番号の記入が必要となりますので、「お知らせ」に記載されているものをご活用ください。

また、医療機関等での受診の際、窓口設置のカードリーダーにトラブル等があった場合には、「マイナンバーカード + お知らせ」の提示で受診が可能となります。万一の際に備えて、大切に保管しておいてください。

【令和6年12月2日以降の取り扱い】 発行済みの健康保険証の取り扱いについて

従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止されますが、
現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで
使用できます。



◆ 令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、従来通り回収が必要です。

※ 回収の流れ：加入者様 → 事業所様 → 日本年金機構（または協会けんぽ）

◆ 令和7年12月2日以降については、保険証の自己破棄も可能です。

従来の保険証の経過的取り扱い一覧

	マイナ保険証	従来の保険証			
	使用	使用	新規発行	退職時等の回収	自己廃棄
R6.11.29まで	可	可	可	必要（従来通り）	不可（従来通り）
R6.11.30～R7.12.1	可	可	不可	必要（従来通り）	不可（従来通り）
R7.12.2以降	可	不可	不可	不要	可

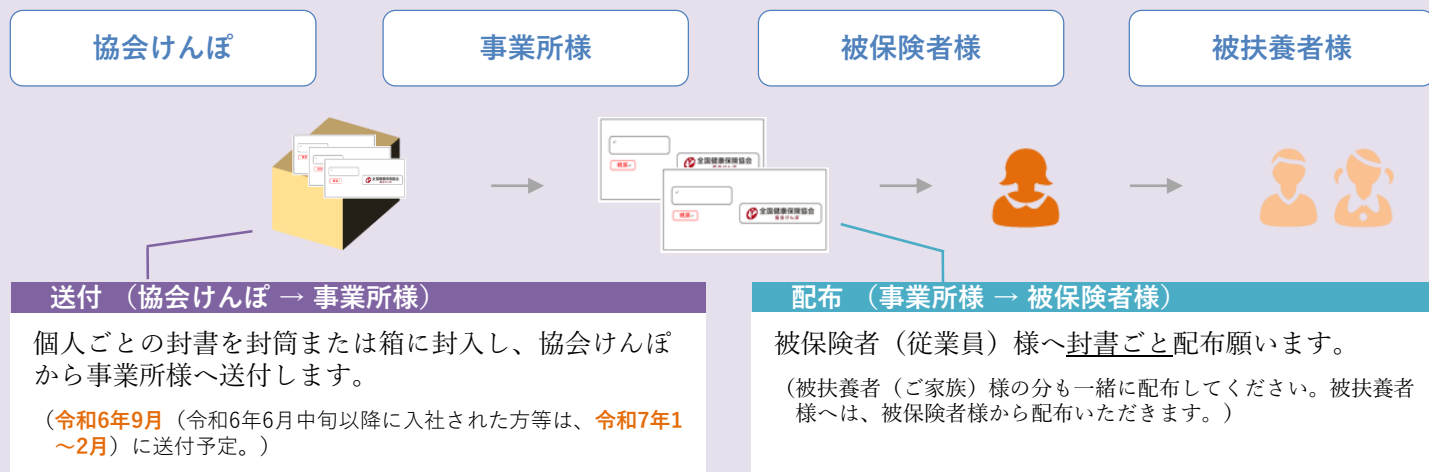
【令和6年9月実施】 既加入者に対する「資格情報のお知らせ」の送付 ①

※ 今回の制度改正に伴う臨時の業務です。【→ 別添チラシ参照】

国の方針に基づき、**本年9月**（一部の方は令和7年1～2月）に全加入者様に対し、事業主様を経由して、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された「**資格情報のお知らせ**」を送付する予定です。（各事業所様には、本年7月または8月に送付する納入告知書にチラシを同封して、事前にご案内する予定です。）

● 事業主の皆様におかれましては、「**資格情報のお知らせ**」を従業員様にお渡しいただきますよう、ご協力お願い致します。

「資格情報のお知らせ」配布までの流れ



【令和6年9月実施】 既加入者に対する「資格情報のお知らせ」の送付 ②

(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 太郎 様

お問い合わせ番号
00-00000000-00000000-00
〒123-4567
東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567	(枝番) 00
氏名	協会 太郎			
フリガナ	キョウカイ タロウ			
生年月日	平成元年 10 月 1 日			
負担割合	3 割（令和6年〇月〇日時点）			
資格取得年月日	令和2年1月1日			
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりです（12桁のうち下4桁のみ表示）。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

***** 6825

1

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00
フリガナ キョウカイ タロウ
氏名 協会 太郎
生年月日 平成元年 10 月 1 日
資格取得年月日 令和2年1月1日
保険者番号 12345678
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）



2

- 「お知らせ」の送付に併せて、マイナンバーの下4桁を通知します。ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認いただき、一致していない場合は協会けんぽまでご連絡をお願いします。
- マイナンバーの収録ができていない加入者様に対しては、「お知らせ」の送付の際に、マイナンバーの提出をお願いするとしています。

マイナンバー下4桁の記載

医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※ マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーを把握できていない場合、記載しておりません。

資格情報のお知らせ

令和6年12月2日から以下の場合に使用できます。点線で切り取って大切に保管ください。

- ◆ 給付金等の申請に！
- ◆ 医療機関等の受診時に！

※ カードリーダーが使用できないときには、マイナ保険証とセットで提示することにより保険診療が可能となります。

今回の制度改正に伴う事業主の皆様へのお願い

事業主の皆様への4つのお願いです。

1. 新規採用者については、内定段階でマイナンバーを収集してください。
健康保険の資格取得届および被扶養者異動届は、5日以内に日本年金機構へご提出ください。

※ 健康保険法施行規則上の義務です。

2. マイナンバーの収集を委託している場合でも、5日以内に提出されるよう、早期に委託業者への業務（契約）の見直しをお願いします。

3. 資格取得届および被扶養者異動届のご提出にあたり、マイナンバーを正確にご記載ください。

※ 健康保険法施行規則において、事業主は、届出に際し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項にかかる事実確認をすることができると規定されています。

4. 協会けんぽは、マイナ保険証の利用率目標を定めました。
従業員の皆さまに対し、医療機関や薬局での受診の際には、ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。

※ 健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取組状況が追加される予定です。

ご協力よろしくお願いいたします。

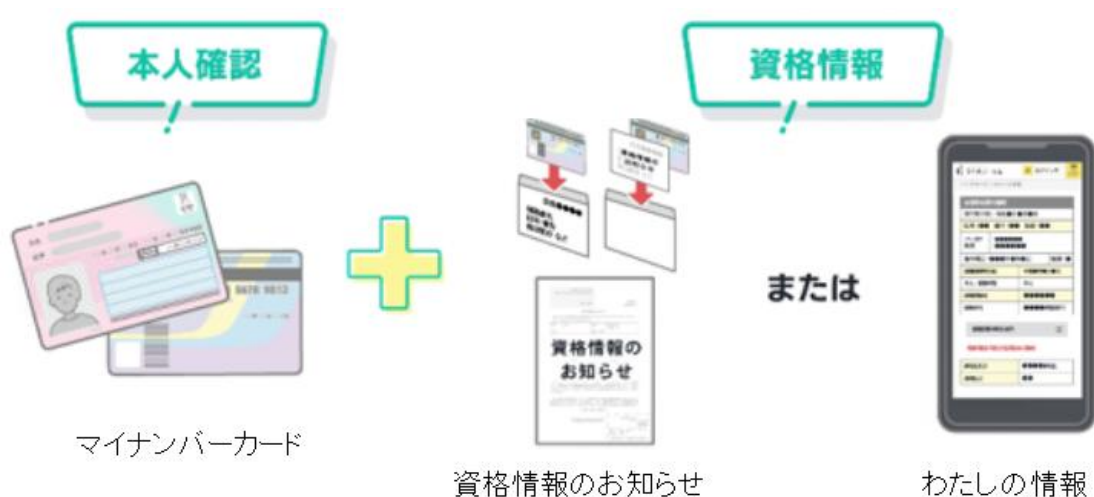
【カードリーダーが使えないとき】 マイナ保険証による医療機関等の受診方法

※ これ以降のページは、必要に応じてご覧ください。

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合でも、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」【P9】を一緒に提示することで、保険診療を受けることができます。

※ 上記の場合で、マイナ保険証単独、または「資格情報のお知らせ」単独での保険診療はできません。
必ず「マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ」セットでの提示が必要となります。

※ 「資格情報のお知らせ」の代わりに、ご自身のスマホにダウンロードしたマイナポータル「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することでも受診できます。



【マイナ保険証を使わずに保険診療を受けたいとき】 「資格確認書」による受診 ①

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ利用登録をしていない方については、協会けんぽから「資格確認書」の発行を受けることで保険診療を受けることができます。

「資格確認書」の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

資格確認書は、**令和 6 年12月 2 日以降**、資格取得届などによるご本人様からの申請に基づき (※)、事業所様を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者様に発行します。

(※) 新規加入時に申請がなかった方で、マイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

令和 7 年12月 2 日以降、協会けんぽが必要と判断した場合 (※) に資格確認書を発行します。

(※) マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

資格確認書の有効期限内に退職した場合、「資格確認書」の回収が必要です。

▶ 有効期限が切れた資格確認書については、自己破棄も可能です。

【マイナ保険証を使わずに保険診療を受けたいとき】 「資格確認書」 による受診 ②

「資格確認書」のイメージは、下記のとおりです。

● 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。

● 有効期間は4～5年です。

※ 1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。

● 資格確認書の記載事項は以下のとおりです。

掲載面	記載事項
表面	・記号・番号 ・枝番 ・氏名（漢字、フリガナ） ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード ・資格取得年月日 ・交付年月日 ・有効期間の終期（有効期限） ・保険者名称・支部名 ・保険者番号 ・保険者所在地 ・公印 ・旧姓（併記申請があった場合） ※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない
裏面	・住所 ・備考欄（性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定） ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

レイアウトイメージ

健康保険 資格確認書	本人(被保険者)	令和6年12月2日交付
記号	00000000	番号00 (枝番)00
氏名	協会 太郎	
生年月日	平成元年 5月10日	
性別	男	
資格取得年月日	令和6年12月2日	
有効期限	令和11年11月30日	
保険者番号	999999999	
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部	
保険者所在地	○○市○○町9-9-99	

(参考) マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較 ①

制度改正後の保険証等の比較です。

(マイナ保険証をお持ちの方は、①②のみが対象となります。)

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法	プラス面	マイナス面
①	マイナ保険証	・マイナナンバーカード 	・マイナナンバーカードの入手後、マイナナンバーカードの保険証利用登録を行う	・カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	・医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	・薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられる ・「限度額適用認定証」「高齢受給者証」が不要 ・マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、確定申告が簡単にできる など	・マイナナンバーカードを保険証として利用できるようにする登録作業が面倒 ※当初1回のみ作業になります。
②	資格情報のお知らせ	・紙製カード型 	・資格取得時に自動送付(R6.12.2以降) ・既加入者には令和6年9月(一部の方は令和7年1~2月)に送付予定 ※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能	・ <u>カードリーダーが使えない</u> 場合に医療機関等を受診するとき	・マイナナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関等に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可)		
③	資格確認書	・従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・新規加入者は原則資格取得届提出時に申請(R6.12.2以降発行可) ・既加入者はマイナ保険証をお持ちでない方やマイナナンバーが未登録の方などに職権で発行(R7.12.2以降発行可)	・ <u>マイナ保険証をお持ちでない</u> 方が医療機関等を受診するとき	・医療機関等に提示	・従来の保険証と同じ感覚で使える	・有効期限がある(最長5年) ・「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の発行手続きや持参が面倒 ・薬剤情報などを医師等に申告する必要がある、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクがある ・確定申告前に医療費通知の発行を受ける必要がある

(参考) マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較 ②

制度改正前後の保険証等の使用可能期間などをまとめました。

● 保険診療に必要な証（マイナ保険証を所持している場合）



		令和 6 年					令和 7 年												令和 8 年							
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
マイナ保険証	発行	可					制度改正日 (R6.12.2)												経過期間終了 (R7.12.1)							
	使用	可																								
資格情報のお知らせ ※カードリーダー使用不能 時に必要	発行	※ 令和6年12月2日以降、新規取得者全員に自動発行（既加入者へは令和6年9月（一部は令和7年1～2月）に自動発行）																								
	使用	不可					可																			

※ マイナ保険証を所持している場合は、通常はマイナ保険証の提示のみで受診できます。

カードリーダーが使用不能であるときには、「マイナ保険証＋資格情報のお知らせ等」で受診できます。

● 保険診療に必要な証（マイナ保険証を所持していない場合）




		令和 6 年					令和 7 年												令和 8 年							
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
(従来の) 健康保険証	発行	可				不可													経過期間終了 (R7.12.1)							
	使用	可					制度改正日 (R6.12.2)											不可								
資格確認書 ※ R6.12.2以降は保険証の 代わりとして機能する	発行	不可				可																				
	使用	不可				可																				
限度額適用認定証 高齢受給者証	発行	可																								
	使用	可																								

※ マイナ保険証を所持していない場合は、従来の健康保険証または新たに発行される資格確認書の提示で受診できます。

これに加えて、限度額適用認定証（入院などで医療費が高額になる見込みの方）、高齢受給者証（70歳以上の方）の提示が必要になることがあります。

(参考) マイナ保険証に関するお問い合わせ先

(国) マイナンバー総合フリーダイヤル

- ・「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 **0120-95-0178**

※ マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルをお願いします。

(協会) マイナンバーコールセンター

- ・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。
 - マイナ保険証、オンライン資格確認
 - 資格情報のお知らせ
 - 資格確認書 等
- ・これらに関するお問い合わせは、協会けんぽ支部ではなく、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。
- ・設置期間：令和6年9月2日から令和8年2月28日（予定）

※上記のコールセンターでは、以下の言語について対応予定です。加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。

英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語
ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語

(参考) より詳しくマイナ保険証について知るためには

マイナ保険証解説動画

「使ってみよう！マイナ保険証」

マイナ保険証の制度や使用方法について
動画で案内しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。



協会けんぽ特設ページ

「マイナ保険証を1度使ってみませんか？」

協会けんぽではマイナ保険証について
解説した特設ページを作成しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。

